

令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金事業実施
要綱

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格高騰の影響を受けている農業者及び中小企業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金（農業者）（以下「農業者給付金」という。）及び令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金（中小企業者）（以下「中小企業者給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(農業者の支給対象者)

第2条 農業者給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象農業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人又は法人とする。

- (1) 農業者給付金の支給の申請時点において市内に住所又は事務所を有し、農業経営を行っていること。
- (2) 農業者給付金の受給後も農業経営を継続する意欲があること。
- (3) 個人にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 令和4年1月1日から同年12月31日までの間の農業所得に係る確定申告又は市町村民税・都道府県民税の申告を行っており、当該期間中の農業収入額が10万円以上であること。ただし、傷病、災害等のやむを得ない事情により令和4年中の税務申告上の農業収入が著しく減少した場合は、令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）から令和3年までの間の税務申告上の農業収入の平均が1年あたり10万円以上であること。

イ アに該当する者から事業を承継していること。

ウ 令和5年1月1日以後に市内で農業経営を開始し、農業収入額が10万円以上であること。

(4) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 直近事業年度分の農業所得に係る法人市民税の確定申告を行っており、当該年度の農業収入額が10万円以上であること。ただし、災害等のやむを得ない事情により直近事業年度の農業収入が著しく減少した場合は、直近事業年度前の3年間の農業収入の平均が1年あたり10万円以上であること。

イ 現事業年度以後に市内で農業経営を開始し、農業収入額が10万円以上であること。

(5) 令和4年度の市税等に滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者（申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が納付誓約書を受理したものに限る。）であつて納付計画のとおり納付されている者を除く。）がないこと。

(6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(7) その他給付金の支給をすることが適当ではないと市長が判断する者
（中小企業者の支給対象者）

第3条 中小企業者給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象中小企業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人事業主又は法人とする。

(1) 中小企業者給付金の支給の申請時点において市内に事業所（事業所が無い業種においては住所）を有し、事業を行っていること。

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人若しくは一般社団法人、医療法（昭和

23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益財団法人若しくは公益社団法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等であること。

(3) 中小企業者給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること。

(4) 個人事業主にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 令和4年1月1日から同年12月31日までの間の事業所得等に係る確定申告又は市町村民税・都道府県民税の申告を行っており、当該事業収入が120万円(開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月(開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月)から12月までの月数を乗じた金額)以上であること。

イ 令和5年1月1日以後に事業を開業し、申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業した日の属する月の翌月(開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月)から申請日の属する月の前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

(5) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っており、当該事業年度における事業収入が120万円(開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月(開業した日が月初めの場合は開業した日の属する月)から12月までの月数を乗じた金額)以上であること。ただし、非課税法人においては法人市民税の確定申告を行う

ことは要件としない。

イ 最初の決算月が到来しておらず、申請日の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が月初めの場合は開業した日の属する月）から申請日の属する月の前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

(6) 令和4年度の市税等に滞納（地方税法第15条第1項又は同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項又は同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者若しくは分割納付の誓約者（申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が納付誓約書を受理したものに限る。）であって納付計画のとおり納付されている者を除く。）がないこと。

(7) 業種が次に掲げるものでないこと。

ア 農業

イ 金融業又は保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

ウ 取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）

エ 不動産貸付業、貸家業又は駐車場業

オ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の2第2項に規定する家内労働者等

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業

(8) 十和田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(9) 支給対象農業者でないこと。

(10) その他給付金の支給をすることが適当ではないと市長が判断する者

(農業者給付金及び中小企業者給付金の額)

第4条 農業者給付金及び中小企業者給付金の額は、給付金の種類、事業の数、営業所の数及び業種にかかわらず、農業者給付金の支給を受ける個人又は中小企業者給付金の支給を受ける個人事業主にあつては2万円、農業者給付金又は中小企業者給付金の支給を受ける法人にあつては6万円とする。

(農業者給付金の支給の申請)

第5条 農業者給付金の支給を受けようとする支給対象農業者は、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金(農業者)支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、令和4年分の確定申告書類又は令和5年度分市町村民税・都道府県民税申告書類等の控え等の写し(令和5年1月1日以後に農業経営を開始した者にあつては、市内で農業経営を行っていること及び農業収入額が分かる書類の写し)
- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類及び決算書(現事業年度以後に農業経営を開始した者にあつては、農業収入額が分かる書類の写し)、定款並びに市内で農業経営を行っていることが分かる書類の写し
- (3) 傷病、災害等のやむを得ない事情により農業収入額が著しく減少した場合にあつては、その事実が分かる書類の写し
- (4) 令和4年度の市税等に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第4号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(中小企業者給付金の支給の申請)

第6条 中小企業者給付金の支給を受けようとする支給対象中小企業者は、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金(中小企業者)支給

申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業主にあつては、令和4年分確定申告書類又は令和5年度市民税・県民税申告書類等の控え等の写し（令和5年1月1日以後に事業を開始した者にあつては、開業届及び売上台帳等の開業から申請日までの売上が分かる書類の写し）
- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類及び法人事業概況説明書の写し（現事業年度以後に事業を開始した場合にあつては、法人設立届出書及び売上台帳等の開業後から申請日までの売上が分かる書類の写し、非課税法人である場合にあつては、履歴事項全部証明書又は公益法人等の設立について公的に認可等されていることが分かる書類の写し及び事業活動収支計算書その他直近事業年度分の事業収入が分かる書類の写し）
- (3) 令和4年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（申請受付期間）

第7条 農業者給付金の支給に係る申請の受付期間は令和5年7月31日まで、中小企業者給付金の支給に係る申請の受付期間は令和5年9月29日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 郵送による提出の場合は、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

（給付金の支給の決定）

第8条 市長は、第5条又は第6条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、農業者給付金又は中小企業者給付金（以下「給付金」という。）の支給の可否を決定し、令和5年

度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 給付金は、前項により額を確定した後に口座振込の方法により支給するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず第7条の受付期間中に申請書の補正が行われず、当該申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。